

議案第202号

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>[(1)～(13) 略]</p> <p><u>(14) 臨港道路、橋梁及び鉄道基盤施設</u></p> <p>[(15)～(27) 略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(使用等の期間等)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 占用期間は、運河については3年以内とし、<u>臨港道路及び橋梁</u>（以下「臨港道路等」という。）、<u>鉄道基盤施設並びに臨港緑地</u>については5年以内とする。</p> <p>[5 略]</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p><u>5 第1項に定めるもののほか、鉄道基盤施設において当該施設に関する改良又は維持若しくは補修工事をしようとする者は、同項の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(行為許可の制限)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[(1)～(13) 同左]</p> <p>(14) <u>臨港道路及び橋梁</u></p> <p>[(15)～(27) 同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>(使用等の期間等)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 占用期間は、運河については3年以内とし、<u>臨港道路及び橋梁</u>（以下「臨港道路等」という。）<u>並びに臨港緑地</u>については5年以内とする。</p> <p>[5 同左]</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[2～4 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>(行為許可の制限)</p>

第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項、第3項又は第5項の許可をしないものとする。

[(1)~(5) 略]

(行為許可の取消し等)

第11条の3 第13条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する処分をし、又は措置を命ずるときのほか、前条各号に定める事由が発生したときは、第11条第1項、第3項若しくは第5項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、船舶の移動若しくは工作物その他の物件の移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

別表第5（第17条関係）

[表 別紙2 挿入]

第11条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第3項の許可をしないものとする。

[(1)~(5) 同左]

(行為許可の取消し等)

第11条の3 第13条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する処分をし、又は措置を命ずるときのほか、前条各号に定める事由が発生したときは、第11条第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、船舶の移動若しくは工作物その他の物件の移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

別表第5（第17条関係）

[表 別紙1 挿入]

備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、令和6年12月23日から施行する。

[別表第5 別紙1]

<u>臨港道路及び</u> <u>橋梁</u> <small>りょう</small>	[同左]
[同左]	

備考

[1・2 同左]

3 この表において「突出看板」とは、建物、塀その他の工作物又は物件に添加され、臨港道路又は橋梁りょうの区域内に突出する看板をいう。

[4 同左]

[別表第5 別紙2]

<u>臨港道路等及 び鉄道基盤施 設</u>	[略]
[略]	

備考

[1・2 略]

3 この表において「突出看板」とは、建物、塀その他の工作物又は物件に添加され、臨港道路等又は鉄道基盤施設の区域内に突出する看板をいう。

[4 略]

令和6年11月29日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

鉄道基盤施設を設置するとともに、同施設に係る占用及び行為の許可に関し必要な事項を定めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。